

この頁より合計 5 ページにご回答の上、2 頁で解説のウェブ回答、FAX 等にて
7 月 10 日までにご返送下さい。

2019 年参議院議員選挙に際して
LGBT（性的指向・性自認）をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

2019 年 6 月
LGBT 法連合会

立候補（予定）者のお名前（ 小沼巧 ）

所属政党（ 立憲民主党 ）

（ 茨城県 ）選挙区

問 1 貴殿が今回の参議院議員選挙に立候補される際の「個人の選挙公約」に、何らかの
LGBT 支援・権利確保政策は既に含まれていますか？将来はいかがでしょうか？（単
独回答）

1. LGBT の課題として、既に含まれている
2. 様々な少数者の支援・権利確保を謳う中に含まれている
3. 将来入る可能性はある
4. 将来入る可能性はない
- その他（具体的に：)

問 2 個人としての、LGBT 当事者への接し方について、お伺いします。ご家族や友人から LGBT であることを、もし告白（カミングアウト）されたら、あなたはどうかしますか？（複数回答可）

- | |
|--|
| 1. その人を尊重し応援したいと思う |
| 2. 距離をおきたいと思う |
| 3. 差別や偏見で苦勞するだろうから、異性愛者としてや、戸籍上の性別のままで生きるように諭す |
| 4. 答えられない／分からない |
| 5. その他（具体的に： _____） |

問 3 LGBT 支援政策の下記の①－⑦の課題各々に関して、法制度や行政がどのように対応すべきか、ご自身のお考えを選択肢 1－5 から選び、ご記入下さい。

① 性的指向・性自認と、LGBT 当事者の直面する困難について、広く社会に教育・啓発を行う。

- | |
|--|
| 1. 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである。 |
| 2. 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである |
| 3. 現場の裁量に委ねるべきである。 |
| 4. わからない |
| 5. その他／1-4 から選択肢を選んだ上での補足、等（自由回答） |

② 学校教育において、多様な性を学習する事を通じて、LGBT へのいじめ・差別を防止する。

- | |
|--|
| 1. 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである。 |
| 2. 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである |
| 3. 現場の裁量に委ねるべきである。 |
| 4. わからない |
| 5. その他／1-4 から選択肢を選んだ上での補足、等（自由回答） |

③ 国・自治体の各レベルで、LGBT（性的指向・性自認に係る）の困難解消に向けた基本計画を策定し、実施する。

1. 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである。
2. 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである
3. 現場の裁量に委ねるべきである。
4. わからない
5. その他／1-4 から選択肢を選んだ上での補足、等（自由回答）

④ 学校における、LGBT へのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立する。

1. 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである。
2. 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである
3. 現場の裁量に委ねるべきである。
4. わからない
5. その他／1-4 から選択肢を選んだ上での補足、等（自由回答）

⑤ 困難を抱く LGBT に対する、相談・支援の仕組みを、学校・職場等に整備する

1. 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである。
2. 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである
3. 現場の裁量に委ねるべきである。
4. わからない
5. その他／1-4 から選択肢を選んだ上での補足、等（自由回答）

⑥ LGBT に対する（性的指向・性自認に係る）、差別や不利益取扱い防止・禁止する法律やルールを制定する。

1. 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである。
2. 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである
3. 現場の裁量に委ねるべきである。
4. わからない
5. その他／1-4 から選択肢を選んだ上での補足、等（自由回答）

⑦施設・職場・学校等にて、LGBTに配慮した、サービスや施設面の対応を推進する。

1. 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである。
2. 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである
3. 現場の裁量に委ねるべきである。
4. わからない
5. その他／1-4から選択肢を選んだ上での補足、等（自由回答）

問4 世界では、現在27の国と地域で同性婚が制度化され、他の多くの国・地域でも同性間に適用できるパートナーシップ制度が広まっています。同性どうしの二人の場合、現行の日本の婚姻制度に当てはまらないため困難に陥る例が多く、異性間と同様・同等に、法的認知・サポートを受けられるようにする法制化を望む声が高まっています。どのような対応が望ましいとお考えですか？（複数回答可）

1. 同性間でも男女と同じ婚姻制度を適用できるようにすべきだ
2. 現在の婚姻に加えて、別途同性間だけのためのパートナーシップ制度を設けるべきだ
3. 現在の婚姻に加えて、（事実婚など異性間でも、）同性間でも利用できるパートナーシップ制度を設けるべきだ
4. 各自治体が、条例や首長のリーダーシップにて、同性間の関係を認知する宣誓・証明等を行う仕組みを広げていくべきだ（渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市等の例にならい）
5. こうした制度は異性間のものであるべきで、特に必要ない
6. 答えられない／分からない
7. その他（具体的に： ）

問5 貴殿が当選した暁には、様々な困難に直面する LGBT 当事者を支援する為、ひとりの国会議員としてどのような事をされたいとお考えでしょうか？ ご自由にお書き下さい。これまでのご経験や実績を踏まえてお書きいただいても結構です。

(自由記述)

私は、「誰も置いてけぼりにしない社会に」をスローガンにしており、選挙公約の中で「多様性を認める観点から LGBT をはじめ、すべての差別と社会の分断を許しません」と明記しています。

国会に議席を得られることができたならば、立憲民主党の政策である LGBT 差別解消法の成立に尽くしたいと思えます。立憲民主党は、性的指向、性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことができる共生社会の実現に向けて、国会提出法案の成立を目指しています。なお、憲法 24 条 1 項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とされていますが、この条文は、結婚相手を強制的に親が決めたり、戸主や親の承諾を必要とする戦前の「家」制度から、婚姻をするかどうか、婚姻をだれとするかを本人の自由意思に解放する趣旨であり、同性婚について禁止する規範ではないと考えます。さらに憲法 13 条が個人の尊厳と幸福追求の権利を定め、その内実として人格的生存に不可欠な自己決定権が保障されているとの理解から、同性婚も憲法上の保障を受けると解すべきではないでしょうか。私は、同性婚を可能とするよう、法的整備をすることに憲法上の支障はないものと認識しています。

* 質問は以上です。記入漏れがないか念のためご確認の上、7月10日までにご返送下さい。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。